

令和5年5月

# 逗子市教育委員会定例会

令和5年5月31日

逗子市教育委員会

## 会 議 録

令和5年5月31日逗子市教育委員会5月定例会を逗子市役所5階第3会議室に招集した。

### ◎ 出席者

大河内	誠	教育長
星山	麻木	教育長職務代理者
若林	順子	教育委員
高橋	康	教育委員
福田	幸男	教育委員

### ◎ 説明のため出席した者

佐藤	多佳子	教育部長
福井	昌雄	教育部担当部長（子育て担当）・教育部次長（子育て担当）事務取扱
雲林	隆継	教育部次長・教育総務課長事務取扱
小野	憲	教育部参事（学校教育担当）・学校教育課長事務取扱
西村	知子	学校教育課担当課長（学事指導担当）
橋本	直樹	教育総務課担当課長（施設整備担当）兼学校教育課担当課長（学校給食担当）
佐藤	仁彦	社会教育課長
塚本	志穂	図書館長
藤井	寿成	療育教育総合センター長・こども発達支援センター長事務取扱
出居	尚樹	療育教育総合センター主幹・教育研究相談センター所長
伊藤	英樹	子育て支援課長
中川	公嗣	子育て支援課担当課長（青少年育成担当）・青少年育成係長・体験学習施設長事務取扱
市川	勲	保育課長
新倉	良枝	市民協働部次長
香山	智	文化スポーツ課長

◎ 事務局職員出席者

松 下 亜紀子      教育総務課係長

吉 井 まどか      教育総務課主事

◎ 開会時刻          午後 2 時 3 0 分

◎ 閉会時刻          午後 4 時 0 6 分

◎ 会議録署名委員決定      高橋委員、福田委員

## ○大河内教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

## ○大河内教育長

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年逗子市教育委員会5月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は高橋委員、福田委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

初めに、本日の審査順序を決めたいと思います。本日の案件のうち、日程第5「報告第12号逗子市立学校で発生したいじめの重大事態に対する調査結果の報告について」は、個人情報が含まれるため秘密会を予定していますので、他の日程を先に行い、最後に報告第12号の審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。本日の審議は、日程第4の次に日程第6を行い、最後に日程第5の順序で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

## ◎日程第1「3月定例会会議録の承認について」

### ○大河内教育長

日程第1「3月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

( 全員異議なし )

御異議がないようですので、3月定例会会議録は承認いたします。

星山委員、若林委員は会議録に御署名ください。

## ◎日程第2「教育長報告事項について」

### ○大河内教育長

日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

それでは、私のほうから令和5年度第1回県・市町村教育委員会教育長会議並びに令和5年度神奈川県都市教育長協議会総会について報告させていただきます。

まず、4月26日に実施されました県・市町村教育長会議から報告させていただきます。会議の冒頭、県の教育委員会、原田教育長より挨拶がありまして、令和5年度がスタートして1か月、この4月1日付で県立高校の第2期改革が行われ、4月1日から新名、いわゆる合併した新しい高校が発足したということで紹介がありました。横浜市瀬谷区瀬谷高校と瀬谷西高校が合併をしまして、横浜瀬谷高校に校名が変わっております。相模原地区、相模原市の緑区におきましては、城山高校と相模原総合高校が合併をしまして、新しく相模原城山高校に校名が変わりました。逗子市におきましては、御存じのように逗葉高校と逗子高校が合併をしまして、逗子葉山高校としてスタートしております。その他、県内の県立特別支援学校の29校のうち、現在養護学校の名称を使用している23校の校名を4月1日から支援学校に変更したとの報告がございました。

また、当日はコロナ対応が5類相当になる前の月でございましたので、5月8日以降の教育活動については、特に4月26日の時点では文科省から通知が来ておりませんでした。ただ、県教委としましては、文科省とのやりとりをしていましたので、今後のコロナ対応については翌日の4月27日の県本部会議を開催して、5月8日以降の対応を検討するという話でございました。その後、御存じのように国からも県からも方針が出まして、県としましてはメインは医療、そしてそれにプラスして5月8日以降は教育活動については改めてマスクの着用を求めないということを教育長がおっしゃっておりまして、詳細については児童・教職員のマスクについては個人の判断、教室内においては同時2方向からのこまめな換気、そして日常の今まで行っていた消毒作業は不要。そして、感染者については5日程度の自宅静養、そして学びの保障に関わるICTの活用、そして最後に臨時休業、学級・学年閉鎖等につきまして今まで同様ということで、基本的には4月1日からの変更なし。加えて、5月8日以降は濃厚接触者という扱いはなしだということでお話をされておりました。

続いて議題に入りますが、当日、長時間の会議でありまして、議題は10個ありました。ただ、3月に行われた定例会、4月に行われた定例会の中で触れた内容もございましたので、重なった部分以外の3点について報告させていただきます。

1点は、教員不足の改善に向けた取組についてでございます。神奈川県は5年ぶりに県公立学校教職員の勤務実態調査を行ったところでございます。この速報が3月の下旬に出ておりますが、目的は教員を目指そうとする者が増加するために、学校における働き方改革を進め、教員は創造的で魅力ある仕事であることを再確認していただくということを目的に行ったと報告がありました。内容については、平成29年度に比べて総括教諭並びに教諭につきましては、小学校では週3時間45分、中学校では5時間20分減少したというような報告がございましたが、相変わらず週60時間、1週間当たり在校時間数が60時間以上勤務している教員、つまりこの60時間以上勤務しているということの内訳は、1週間当たりの時間外在校時間がおおむね20時間以上であり、1か月に換算するといわゆる過労死の80時間に到達するような、危険な時間に相当する教員が小学校では平成29年度が63.4%でしたけれども、今回の調査では35.0%に減っております。中学校では平成29年度が70%、今回の調査では43.4%に減っていますが、改善をしなければならない勤務をしている教員も数多くいることから、既に県のほうからの指示も出ておりますけれども、働き方改革を進める上で校長の役割は大きいことから、校長はその権限と責任を踏まえて適切に対応するよう、各教育委員会も指示を出すようにということで通達が出ておりますが、本市においてもこれから勤務時間の徹底について並びに働き方改革に係る取組状況を原則公表することになっておりますので、何らかの形で公表して、働き方改革を促していきたいと思っております。それに加えて、学校及び教師が担う業務分担の適正化について図っていききたい。そして、ICTを活用した校務の効率化について、市教委といたしましても学校のほうに働きかけていきたいと思っております。

その他、新しい取組といたしまして、県立の教育総合センターにおきましては、教職の取組を発信し、人材確保に向けた新たな取組ということで、ペーパーティーチャー研修講座、これを年3回、それから、これも今までやってきた中の継続になりますが、中学生のための教職セミナー、高校生のための教職セミナー、及び神奈川ティーチャーズカレッジの開催により、次世代を担うべき人材の育成を推進し、教員採用試験の受験者増加につながる取組を行うというような報告がございました。

続いて2点目は、神奈川県における特別支援教育の充実についてでございます。これについては、3月の定例会で星山委員並びに福田委員のほうから、神奈川の支援教育の遅れについてのお話がありまして、その具体につきましては市町村の通常学級の教員も専門教育を受けるシステムの再構築が必要ではないかというようなお話をいただいたと記憶しております。当日は事前に質問を受けていた県教委のほうから、支援教育の充実に向けた現在の取組と今

後の方向性についての説明がございました。そのうちの1つですが、県教委においては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、N I S Eと言われる研究所でございまして、ここが開発しているN I S E学びラボを活用した教員研修の実施に向けた各校での団体登録を推進する活用事例を提供する計画になっているという話でございました。また、県立教育総合センターでは、特別支援学級新任教員の研修講座並びに一般の年次研修を含め、5年次研修等において、このN I S E学びラボを活用したオンラインでの研修を実施する予定になっているとございます。これらは校内研修の充実に向けた一助として、研修プログラムを通してN I S E学びラボの活用を進めていく運びになるという話でございました。

それから、御指摘のあった校内支援体制のさらなる充実に向けた県立特別支援学校のセンター的機能の活用についての話もございまして、県立特別支援学校と小・中学校との連携をさらに深め、センター的機能を活用した校内支援体制のさらなる充実を深めていくという話でございました。これは巡回相談等の活用に係る効果検証の実施と、その結果を県立学校、市町村教育委員会と共有し、より一層小・中学校の相談ニーズに応じた支援策を提供できるようにするという改善方策でございます。

また、県教委におきましては、県内の特別支援学校への交流派遣として、各市町村から県立特別支援学校へ教員の派遣を行っております。特別支援学校で子どもたち一人一人のニーズに応じた支援教育について学んだことを、学校に戻って校内の支援体制の構築に関わるような教員の養成を目指す取組を進めていこうという内容でございまして、来年度は逗子市から2年間、県立の特別支援学校に教員を派遣しまして、その成果を本市に戻ってきて還元するという取組を行う運びとなっているところでございます。

また、県のインクルーシブ教育につきましては、現在、県下30市町村の30小学校で、みんなの教室モデル事業、いわゆるインクルーシブ教育校内支援体制整備事業を繰り広げておりまして、今年度も同じ規模で行うということで、これは共生社会の実現に向け、全ての子どもが在籍の学校にかかわらず、できるだけ通常の学級で共に学びながら一人一人のニーズに応じた指導支援を受けることができることの仕組みづくりを目指したモデル事業でございまして、こういうことを含めながら、特別支援教育の充実に向けた取組を行っていきたいというようなお話がございました。

最後、3点になりますが、これは北朝鮮当局による拉致問題について理解を深める取組についてでございます。新聞報道でもございますように、拉致被害者関連の家族の高齢者も含めまして、拉致に関わる関連の御時世が相当変わってきております。毎年12月10日から16日

まで、これを北朝鮮人権侵害啓発週間ということで、作文コンクールを行っておりますが、全国の中学生を対象に、拉致問題関連の活動作品や舞台劇の視聴、拉致問題の関連書などを通じて拉致問題を知ってもらい、さらに自分自身で拉致問題について学習し、理解してもらうために、作文コンクールを実施しているということでございました。これについては、これから各学校に周知をしまして、各学校の夏休みの課題作品の一つとして提示し、子どもたちはその中から選択をして提出する運びになります。

4月26日に行われました市町村教育長協議会については以上で終了します。

続いて、5月12日に三浦市民ホールで行われました神奈川県都市教育長会議の内容について報告させていただきます。この内容につきましては、2点でございます。

1点目は、昨年度4月11日から今年度の5月5日まで行われました全国及び関東地区都市教育長会議の理事会や関連協議会の会務報告がございました。その中で、今年度4月13日（木曜日）に行われた全国都市教育長協議会理事会では、令和6年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情案の意見まとめ及び宣言決議文について審査したこと、今年度の定期総会並びに研究大会が帯広で行われることが報告されました。また、文科省からは、幼児教育と小学校教育の接続「架け橋」について、デジタル教科書について、特別支援教育・インクルーシブ教育の今後について、中学校の部活動の地域以降と連携についての行政説明があったとの報告がありました。

また、関東地区都市教育長協議会の会長都県が令和7・8年度に神奈川県が担当になるということで報告があり、付け加えて来年度、新潟で行われます関東地区都市教育長協議会総会並びに研究大会において、神奈川県が第1分科会、これは教育行政になりますが、この第1分科会で発表になっているということで、県内から発表、司会、運営等を担当する市を選出することになっているということが報告をされました。

その他、令和4年度歳入歳出決算報告及び令和5年度歳入歳出予算提案が行われ、承認されたところでございます。

この日は情報交換が行われまして、4月26日の教育長会議でもあったのですが、部活動の地域移行についての情報交換が行われました。4月27日に行われました部活動地域移行方針検討会に本協議会から役員で参加していますが、副会長であります南足柄市の飯山教育長並びに複数名、運動部活動に関連のある教育長が参加しておりましたけれども、内容につきましては今まで国のほうで88億円ですか、予算をつけて改革集中期間ということで進めてきたのが軌道修正し、改革推進期間に変更しまして、予算が11億円も下がったわけですね。



それで、実証実験に進めていくということで、新たに神奈川県も茅ヶ崎市と藤沢市が実証実験の市に加わったわけですが、参加した教育長さんからはこんな話が出ております。県としても方針を10月に出さなければいけないということで、県のほうから10月に部活動の移行の方針が出されるそうなのですけれども、参加した教育長さんからは、県が何を目指しているのか分からない。人と予算と物について理念だけで見通しのない中、不十分な状態での会議だったということで、実際に実証実験をしております某担当市におきましても、県も国からはっきりとした方針が出されない中で実証実験しておりますので、県とのやりとりで、ここに来て停滞しているという話がありました。私もこの場も含め、今まで行ってきた部活動の検証をしないままに、一気に進んでいると。特に生徒指導がらみや部活動が学校に貢献していたこと、課題も含めて、全くその部分はなおざりにされて、移行在りきで進んでいるという話をずっとしてきたのですが、心配していた生徒指導面で、部活動で子どもたちの健全育成をしていた部分があったのですが、どうしてもコロナもあり、または平日の部活動も将来的に移行するとか、土・日も含め先生方も移行の方針に気持ちがいっているということで、一部の市では生徒指導面で課題が残るような、そういう子どもたちの動きが出てきているということで、危惧しているという報告がございました。

いずれにしろ、逗子市も急がずに、逗子市ならではの移行の在り方を考えていかなければいけないのですが、移行在りきで進めて行くのではなくて、しっかり状況を踏まえながら、逗子の教育に関わっているいろいろな各団体の御意見を聞きながら、逗子ならではの移行の在り方、また関係する所管とも共有を図りながら、逗子の方向性を考えていければと思っております。

たくさんあった会議で、絞って報告させていただきましたので、全てお話しできない点は残念なのですが、2つの会議についての報告をこれで終わらせていただきます。

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

## ○若林委員

ちょっと関連することですけれども、逗子の幼・保・小の、ちょっと今、架け橋プログラムのお話が出たので、連携推進連絡協議会、長い名前なのですけれども、また5月から始まったと思うのですけれども、その中で新設されたと聞いたのが、まさに逗子市の幼・保・小架け橋のカリキュラム研究委員会が発足されたということを知って、すごく期待しているのですけれども、目的とか今後の見通しとか、あと小学校の1年生の担任の先生が構成員で、

あと幼稚園と保育園から推薦されて何名かいらっしゃったと思うのですが、具体的にどんな構成で行っていくのかなというところを、今の時点で教えていただけたらと思っています。

#### ○大河内教育長

分かりました。当日会議に参加した所管もおりますので、本年度発足した架け橋プログラムの件で、分かる範囲で御説明してください。

#### ○小野教育部参事

では、お答えします。もともと幼・保・小連携推進連絡調整会議というのが年に3回あり、それに加えて今年度、幼・保・小の架け橋研究委員会が、年3回予定されています。既に1回目が先日5月24日（水曜日）に開催され、そこに小学校1年生の担任に加えて、近隣の保育園、幼稚園等の関係の方々に今年度についてはオブザーバーという形で参加をしていただくようお願いをさせていただきました。

今まであった連携推進連絡調整会議とこの架け橋研究委員会との大きな違い、すみ分けの部分については、子どもの支援というイメージでの情報連携等々をこれまで進めてきていた部分で、そこに加えて今回、架け橋研究委員会の中では、今度カリキュラムの連携を図っていかうと、スムーズな連携というところですね。というところで、その辺りをすみ分けながら、両面でスムーズな移行をねらっていきたいというところですよ。以上です。

#### ○大河内教育長

よろしいですか。

#### ○若林委員

はい、ありがとうございました。

#### ○大河内教育長

補足ありますか。よろしいですか。

#### ○出居療育教育総合センター主幹

今回オブザーバーで参加いただいたのは、10名で、幼稚園・保育園に何名という形で指定してもよかったのかもしれないのですけれども、興味のある幼稚園、保育園の方、いろいろお話を伺っていたところだったので、全ての幼・保・小連携推進連絡調整会議に参加していただいている幼稚園・保育園の方、全ての園にこういう研究員会をやりますのでオブザーバーで御参加いただければとお声がけしたところ、10ほどの園から御推薦いただいて御参加いただきました。当日、吉田豊香先生、夏にここ数年行っている研修会で講師をお願いしている先生なのですけれども、その先生のほうにも、小学校の目線から、それから幼稚園・保育

園の目線からということでお話をいただいて、特に今年度はまず基盤づくりをというところが一番のメインというところにはなるのですが、そこを、そんなにのんびりとしたことを言うのではなくて、数年で一気にというような、力強い講師の方のお話もいただいたというふうに聞いております。以上です。

**○若林委員**

認可外施設の方も出ているということですか。

**○出居療育教育総合センター主幹**

はい、そうです。

**○若林委員**

全ての幼児に関わる施設がということで、はい、分かりました。ありがとうございます。

**○大河内教育長**

そのほか委員のほうから。

**○福田委員**

冒頭でもちょっと出てきました教員の勤務時間の問題ですね、いわゆる超過勤務というのがこれまで指摘されてきて、勤務に対する費用負担の問題も今、話題になっているわけですが、一番ベースになっている勤務時間をいかにして正しく把握するかというか、捕捉するかというところが、やはりまだ不十分ではないか。いろいろ議論していくときに、本当に先生方、どのくらい働いているのだろうかというところですね、どこまで捕捉できているかという、逗子の場合は小・中学校8ですか、比較的小規模で、もしやろうとしたら、勤務時間に関して何か工夫をすれば、もっと正確に捕捉して、これからの改善に資するところがあるのではないかと思うのですけれども、そこら辺で何かお考えになっていることがあるかどうか。多分、今、自己申告という形ではないかと思うのですけれども、それ以外の方法で、もっと先生方にとって働いているその時間を正確に申告できるような形、あるいは管理者が、それがはっきりとつかまえることができるような方法はないだろうかというふうに思うのですけれども、そこら辺どうですか。

**○大河内教育長**

タイムカードは設置できているのですかね。

**○小野教育部参事**

はい。

**○大河内教育長**

所管のほうでお願いいたします。

### ○小野教育部参事

お答えいたします。現状はタイムカード方式という形で、出勤した時点と、退勤の時間を打刻をするという形で、各学校行っています。ただ、それが本当に正確にとれているのかなかなかなか難しい状況です。もちろん、朝来て打刻し、帰るときに打刻、これは間違いないので、ここの間いましたということの確認をしっかりとできているという状況は、以前の申告方式と比べれば格段に進んだということは言えるかと思うのですが、じゃあ、持ち帰りの仕事がおうちでどのくらいなされているのかとか、それから土曜日、日曜日については本当にきちっとそれがなされているのかというところまでは、正直言って確認できない。特に自宅に持ち帰っている部分に関しては、全くノーマークになっていますので、国での議論の中でも出てますけれども、どういうふうにそれを担保していくか。また、経験の浅い先生だけが長くなるというわけでもなく、教員として少しでもいい授業をというふうに考えていくと、その分、教材研究をしていくということになると、どこまでが仕事の範囲なのかみたいなどころも絡んできますので、悩ましいところだとは思いますが、以上です。

### ○福田委員

今出たように、持ち帰って家で仕事をする時間がですね、これまではなかなか表に出なかった部分も、実際勤務時間の管理をしていく中で、話題になってきているわけですね。やはりトータルで先生方がどのくらいの時間を費やしているのかというのを、難しいというのは確かなのですよ。確かなのですけれども、でもそこを押さえておかないと、次の展開が見込めないというか、どこまで改善できたかというベースがないと議論が進まないと思いますので、やはり何か工夫をしながら、先生方にとって本当に勤務ということにきちっと管理し、大事にしてもらえるような仕組みづくりというのを、ぜひ御提案いただけるといいなと思います。

### ○大河内教育長

県の調査の中にも、持ち帰りの部分は出ているのですけれども、今、福田委員が言われたように、どこまでというのは一線を引けない部分があるのですよね。ただ、何かしらの形の中に基準を設けないと、どんどんどんどんやはり負担が積み重なっていくということが当然ですので、そこは所管も含めて現場と連携を取りながら、改善の方向で進めていければと思っておりますので、貴重な御意見、ありがとうございました。

そのほか、委員の皆様から。

## ○高橋委員

今の勤務時間に関して、部活動に先生がどれくらい関わっていただいているのかというのも、それからタイムカードの今のお話を聞くと、外での、そこには表れてこない要素なのかなということも思います。先ほど今までの部活動を総括して、きちっとそういったものを整理した上でいこうというこの流れの中で、それぞれの学校にどういう部活動があって、どういう活動をしていて、先生が試合とかそういったものも含めて、どれくらいの時間、子どもたちと関わっているのか。中学校3校のそういったものを整理した、情報を整理したものがあれば、それをもって今度、各競技団体とか、そういった方々に実態はこうなっているのですということで、お話ししやすく、理解を深めていただけるようなことにつながるのかなというふうに思います。その辺りの勤務時間も含めて、併せて調査対象というか、そういったことの項目としていただけると、なお実態が数値化されて分かりやすいのかなというふうに、すみません、意見ですけれども、思いましたので。以上です。

## ○大河内教育長

所管のほうで、部活動に関わる情報とか、または何かそれに関わる資料等ございましたらば、何かありますか、部活動は。よろしいですか。

では、今、高橋委員からありましたけれども、この間、校長との面談も含めまして、やはり学校運営の中で部活動を継続するための課題がどの学校の校長からも出ております。ある学校では、部活動を土・日、1年間継続して出れないと。ですから、文科系の部活動で家庭もあって、緩くというか、部活を配慮されている先生方についても、年間の中で何回かは協力をお願いしたい。それをしないと部活動の例えば遠征とか対外試合については、ちょっと頓挫してしまうというような状況があるので、全校体制で部活動をリカバリーしていったような状況ですけれども、御存じのように今年は80万を切ったのですよね、新生児が。ですから、その子たちが入ってくる、中学校に入ってくる12年後には、相当の部活動が成り立たなくなるということが想定されているわけですね。スポーツ庁の中でも。ですから、今、中体連のほうでは、御存じのように逗葉地区でも単独でチームを組めないところは共同チームを組む形で、実際に組んでいるところもあります。中には3年生がこの夏で引退した後は、うちの学校はチームは組めないというようなところもあるのですね。ですから、中体連のほうでは合同チームも含めてこれからの部の存続を今、検討しているというような情報も入っております。貴重な意見、ありがとうございました。

そのほか、委員の皆さんからありますか。

## ○星山委員

2つほどあるのですが。1つは、先ほどおっしゃった教員不足のことですが、私は養成校で25年、教員を養成しているわけですが、近年大変心配していることがあって、まず全体的に学生さんの元気が全くないということです。比較的私の身近にいる子で、神奈川県で生まれ育って、こちらで教員採用試験を受けるんだとばかり思っていた子が、東京都に決めたというショッキングなことがあって、どうしてと聞いたら、やはり自分の学区というか、そこではないところに行きたいという。へえと思ったのですが、それがありません。

あともう1人あったのは、小学校の先生になりたいとって教育実習に行ったのに、3日目に絶対ならないと帰ってきた子です。これはどうしてかといったら、教員が大変そうで、仕事が魅力的なのは分かっているけど、あんなふうにはとても自分は働けないだろうと。何か思っていたのと違って、先生たちが悪いのではなくて、先生たちは一生懸命やっているけれども、自分はとてもああいう人生は無理だと思ったという感想で、ああと思ったのです。これは多分、外側から今の働き方改革とかで言われているのと同じで、外側ではなくて内側から子どもたちを見ているので、やはり自分も先生に憧れて先生になりたいという基本が今まではあったし、インターンや実習に行って、その先生に憧れて、その先生みたいになりたいという流れがあったのに、今は逆効果になっていて、こんなに一生懸命働いているのに、こんなに疲れているのだ、先生たちはというのを逆に学んで帰ってきてしまう時代なのだというのが現実なのだと思うのです。というところで、やはりこれから先どういうふうにしていかなければいけないかということは、もちろん市町村でも考えているけど、やはり採用は県レベルなので、県の方と情報共有して、教員養成について短期的・長期的にきちんとシステム組んでいかないと厳しいのではないかと、すごい思います。

やはり学生数も減っていますし、教員志望が減っている中で、取り合いをしているという気もするので、皆さんとても上手ですね。神奈川県は本当に地味だなと思います。学生を見ていても、どうしてもキャッチコピーといったらいいか、早くから養成塾みたいなのところに流れる傾向もありますし、その辺も工夫が必要ではないかと思います。

それから、私、前任校が地方の国立にいましたので、神奈川県、大変人気がありました。その辺も実はちゃんと分析なさったらよいのにと考えたのです。どうしてかというと、神奈川県は自然も豊かで、人も豊かで、知り合いがなくて地方の国立を卒業した学生が一番なじみやすい。いきなり大都会というか、学生さん同士で友達ができている子たちはまだいいけれども、一人で知らないところを受けに行くなら神奈川だよと、地方の先生たちは言ってま

した。自分はその出身なので、ああ、そういうふうみんな見ているのだなと。これはよさだと思うので、生かされるといいのではないかなと思いました。これが1番です。

それから、特別支援なのですけど、特別支援も今お話しいただいたのは県が決めていることですが、さっきの国立の研究所って国の話で、私はやはり県でもちゃんと考えていただきたいなとすごい思っています。この前も福田先生とお話出たのですが、地方には国立大学というものがあって、県立のちゃんと教育センターもあるわけですけど、とにかく指導できる教員というものがいないのですよ。その世代が。でも、これは育ててこなかった…人口も少ないのですけれども。だからOJTやるといったって、指導役が本当にいないのですよ、小さい市町村では。やはりこれ、ちょっと県レベルでちゃんと考えていただきたい。それで、私は支援学校の出身だから分かっているのですけど、支援学校と通常級でちょっと違うのです。だから、支援学校だけの先生に分かるかな。通常級の子って、やはり社会に出て行くので、対人関係とかコミュニケーションとか、すごく苦労しているのですよね。支援学校の先生は、教材教具とかすごいプロフェッショナルなのですけど、やはりそこはすごい、ちょっと県レベルで考えていただきたいなとずっと思っていたので、逗子はすごいやっていると思うのですよね。逗子という小さい市の中では。でも、何か教員の人事とか教員の養成になってしまうと、どうしても県の助けが必要だなと、ちょっと日頃から考えているので、ちょっとしつこいようなのですけど、ぜひお伝えいただけるとありがたい。もちろん今回のことだけではないので、機会があればということです。

もう1個だけ問題なのが、保護者支援なのですけど、これもちょっと市町村だけでは難しく、保護者がちゃんと理解をして、お子さんの特性を理解した上で接するということが二次障害を予防することになる。二次障害とは、いじめとか不登校とか、暴言とか暴力とか、いわゆる子どもの問題行動と言われるようなもの、全て直結しているわけではありませんが、やはり保護者の方と地域の方と教員が、やはり小さいうちから情報共有することで、未然に防げることがたくさんあるのではないかなという視点も、どうもゆっくりだなという気がしています。またこれももし機会がありましたら、市としても共有しておきたいところですし、それから県とか国とか、機会がありましたら、それぞれ連携が深められたらいいのではないかなというふう感じているところです。以上でした。

## ○大河内教育長

また教育委員さんが出られる会合等もございますので、私も出れる会議がございますので、その中でも発信していくという確認でよろしいですよ。

**○星山委員**

はい。

**○大河内教育長**

御意見ありがとうございました。それでは、そのほか、よろしいですか。それでは、教育長報告事項について終わります。

**◎日程第3「報告第10号教育委員会職員の人事について」**

**○大河内教育長**

続いて、日程第3「報告第10号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

**○雲林教育部次長**

報告第10号教育委員会職員の人事につきまして御報告申し上げます。

教育委員会職員の人事につきましては、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第5条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり教育長の専決により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。よろしくお願いたします。

**○大河内教育長**

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

以上で日程第3「報告第10号教育委員会職員の人事について」を終わります。

**◎日程第4「報告第11号逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会委員の委嘱について」**

**○大河内教育長**

続いて、日程第4「報告第11号逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願い申し上げます。

**○香山文化スポーツ課長**

報告第11号逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会委員の委嘱につきまして御説明いたします。

逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会委員の委嘱について、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙の



とおり教育長の臨時代理により委員を委嘱したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

なお、本委員の任期につきましては、令和5年5月19日から委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○大河内教育長

説明いただきました。本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することによろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第4「報告第11号逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会委員の委嘱について」を終わります。

#### ◎日程第6「議案第10号逗子市立図書館協議会委員の任命について」

##### ○大河内教育長

続いて、日程第6「議案第10号逗子市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

##### ○塚本図書館長

それでは、議案第10号逗子市立図書館協議会委員の任命につきまして御説明を申し上げます。

本年5月29日をもちまして任期満了となりました逗子市立図書館協議会の次期委員につきまして、逗子市立図書館協議会条例第2条の規定に基づき提案させていただくものです。

よろしくお願いいたします。

##### ○大河内教育長

今、提案を受けました。本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより表決に入ります。議案第10号については、可決することによろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第6「議案第10号逗子市立図書館協議会委員の任命について」を終わります。

## ◎日程第7「議案第11号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」

### ○大河内教育長

続いて、日程第7「議案第11号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

### ○雲林教育部次長

議案第11号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針につきまして、令和4年度事業に係る点検・評価の実施に当たり作成する必要があるため、御提案するものでございます。

議案に添付いたしました令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針を御覧ください。まず、1の趣旨ですが、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、事務の課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすことを目的に毎年実施するものでございます。

次に、2の点検及び評価の対象につきましては、本市におきましては、教育委員会に属する事務のほか、教育委員会が補助執行により行う事務、子育て支援課、保育課に属する事務につきましても、逗子市総合計画実施計画の各取組の方向に基づき設定している目標を対象に実施いたします。資料をおめくりいただきまして、別紙に記載されているものが点検・評価の対象の事案となります。

実施方針にお戻りいただきまして、3の点検及び評価の方法につきましては、それぞれの目標に対する取組や自己評価を取りまとめ、全体を通して学識経験を有する方からの御意見、御助言をいただく形となっております。

最後に、4としまして、点検及び評価のスケジュールにつきましては、記載のとおり予定しております。10月の教育委員会定例会で議決いただいた後、市議会へ報告することとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

### ○大河内教育長

ただいま教育総務課長より本件の趣旨並びにその他、点検及び評価スケジュールまでの説明をしていただきました。各委員におかれましては、昨年度も同じような形で御賛同を得ていただいておりますが、何かこれについて御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

### ○福田委員

昨年度もちょっと出したのですけれども、この計画案というのがコロナの前に多分作られている。この3年ちょっとの間、いろいろな影響を受けているということをごとまで勘案して評価書を作るかというところなののですけれども、そこら辺は何か基本的な考え方があるのでしょうか。

### ○雲林教育部次長

おっしゃるとおり、それぞれの計画につきましては、コロナ禍前の状況の中で作っておりまして、実際に今後、このスケジュールにありますとおり、各事業の所管のほうで、それぞれの懇話会もしくは協議会のところで、自己評価だけではなくて、そこでの市民委員ですとか学識の委員の方々に評価していただいた上でという形になりますけれども、そこでもそういった議論が毎年ございます。実際事業としてはコロナの状況の中でやっていますので、各委員さんにもそういったことを踏まえた上で、できる改善については提案がございますし、また実際に実施した各計画については自己評価の中でまた御説明差し上げているところで、基本的には数字で評価をしていくのですけれども、そういった状況を勘案した上での評価を実施しているのが実態でございます。

### ○福田委員

数字をいつも追うのですけれども、事情が事情ですから、何も遠慮することはないで、丁寧に状況を鑑みてどうだったかということの評価をしていただければと思います。

### ○大河内教育長

そのほか、各委員。

### ○星山委員

私、総計審に出ている、そのときにも何かたくさん委員さんがおっしゃっていたと思うのですが、ちょっと全部覚えていないのですが、例えば5の療育教育総合センターの市内18歳までの子どもに対するパーセンテージ、9.5%がここを利用しているって、おかしくはないかみたいな話が出ていました。仮称と書いてあるところとないところがあるのですけ

ど、はっきり覚えてないですけど、私も言った気がするし、ほかの委員さんも随分、どうですかね、この評価はと。そういう意味でしょうか、仮称って。ちょっとよく分からなくて、すみません。質問です。

#### ○大河内教育長

今の質問、どこで。

#### ○藤井療育教育総合センター長

仮称というのは、正式には平成28年の12月に開設をしているのですが、それ以前に仮称という名前でこちらの計画を立てていますので、仮称がついているということです。

あと、18歳までの子どもに対する割合が9.5%ということですが、現在、最新の数値で14.6%まで達しております。こちらの目標設定につきましては、総合計画、中期実施計画を立てるときにも委員さんから言われたのですが、パーセンテージが増えれば増えるほど、障がいのある子どもが増えていけばいいというような、そういうニュアンスにもとられるのではないかというような心配をいただきましたけれども、そちらにつきましては支援の必要ある、なしにかかわらず、子育てに育てにくさを感じたときに御相談をいただけるよう、ハードルを下げた状態で御利用をいただく割合を、ある程度その数字に設定させていただいているものですから、特にこちらの数字は、障がい者が増えていけばいいという数字ではないよという御説明をさせていただいたところです。以上です。

#### ○大河内教育長

今の藤井センター長の答弁がございましたけれども、よろしいですか。

#### ○星山委員

そうだったですかね。そのときそういう結論だったか、はっきり覚えていないのですが、いずれにせよ、ちょっと言葉は誤解のないように、今説明していただいたような内容で書かないと、誤解は生むかなと、今みたいに思われる方いらっしゃるといけないかなというふうに感じました。以上です。

#### ○大河内教育長

誤解を生まないような表現の在り方についても御検討していただければということで、星山委員のほうから御意見いただきました。そのほか、各委員からございますか。よろしいですか。

それでは、これより表決に入ります。議案第11号については可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第7「議案第11号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」を終わります。

## ◎日程第8「その他」

### ○大河内教育長

日程第8「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かありますか。

### ○西村学校教育課担当課長

日程第8、その他といたしまして、令和6年度使用逗子市立小・中学校教科用図書の採択方針に係る資料の修正についてお願いいたします。

4月19日の教育委員会定例会におきまして、議案8、令和6年度使用逗子市立小・中学校教科用図書の採択方針につきまして御審議いただきました。その際御提示いたしました資料2、令和6年度使用教科書採択の流れの日程及び内容に誤りがございましたので、一部修正したものを改めて御提示するものです。

よろしくお願いいたします。

### ○大河内教育長

今、日程の修正について説明がありました。本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

その他、議事として何かございますか。

### ○小野教育部参事

私のほうから、先日、4月28日に行われました教職員対象のいじめの悉皆研修について、終了しましたので少し紹介させていただきます。

今、取りまとめ中ではありますがけれども、講師として国研の国立教育政策研究所の生徒指導・進路指導研究センターで研究官をされていて、退官後、フェローとして残っています滝充先生をお招きして、悉皆研修を行いました。

全体としては、いじめの重大事態が起きたときの組織対応ということと、それからもう1つ、警察との連携というところの、大きく2つのテーマでお話をいただきました。先生方全員とはいかなかったのですが、ほぼほぼ参加をした中で感想を書いています。

その中、いくつか出てきた感想を紹介させていただくことで報告とさせていただきます。

警察との連携に関しては、かなりハードルが高いというふうにこれまで思っていた。特に小学校ではそういう傾向が強いのですけれども、警察のほうも連携ということが言われている中で、もっと連携を小学校のうちからしていいのではないかというふうに思えるようになりました。その一方で、連携をするということに関わって保護者との関係とかいうところをすごく不安に思う部分がまだありますというような率直な感想もありました。

それから、いじめかどうか判断するよりも、実は子どもたちが楽しく学校生活を送っているのかどうか、どうすればそういうふうに過ごすことができるのかというようなことをしっかり考えていく、取り組んでいくということが実はいじめ根絶につながるのではないかと、いうことを改めて感じたということ。それから、これを機に学校いじめ防止基本方針を、もうちょっと実効性のあるものに改定していく必要があるというふうに感じた。記録の大切さということも改めて感じた。これについては特に学校が忙しいということで、なかなか実施されることが難しいのですけれども、それでもやはり何で記録しなければいけないかということ、お話を聞く中で改めて考えさせられたのだろうなというふうに思いました。

いずれにしても、短い時間ではあったのですけれども、いじめという課題について同じ話を全部の職員が共に聞いたというところ、共有できたというところ、それからもう一つ、いじめというテーマについて、しっかり課題と向き合うという時間をその場で持てたということが一番の成果なのではないかなというふうに改めて感じましたので、そのことも含めて報告をさせていただきます。以上でございます。

## ○大河内教育長

私も当日出席をしておりましたが、逗子の教育研究会、小・中学校の先生方が集まる会議、それがオンラインでしたので、悉皆という形で逗子小体育館でしたけれども、市内の小・中学校の先生方が一堂に会すというのは、本当に久しぶりなのですよ。私も全体を見ながら、滝先生が本当に学校の実情を十分理解されている中で、その課題を的確に、そしてこれからの方向性もきちんと示してくれる部分があったので、ぼやっとした話ではなくて、的を突くような話で、次第に体育館の中でもうなずく先生方が多くなって、最終的には隣の人と確認し合うような、そういう部分が見えました。協議会が終わりまして、私が先に講師の先生と帰るのですけれども、先生方も余韻にひたっているような、そういう感じがありましたので、今回のいじめに関する件については、全市を挙げて取り組むという一つの方向性を導き出したいというような形がくれたのかなと思っていますので、委員の皆様にはいろいろ御助言

いただきまして、本当にありがとうございました。またこれからの課題もいろいろありますが、これからもまた邁進していければと思っています。

今、参事のほうから報告がありましたけれども、委員の皆さんから何か御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、以上でその他について終わりたいと思います。

次の定例会についてですが、6月28日（水曜日）午後2時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知をいたします。

## ◎日程第5「報告第12号逗子市立学校で発生したいじめの重大事態に関する調査結の報告について」

### ○大河内教育長

続いて、日程第5「報告第12号逗子市立学校で発生したいじめの重大事態に関する調査結の報告について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件逗子市立学校で発生したいじめの重大事態に関する調査結果の報告については、個人情報が含まれるため秘密会にしたいと思いますが、これに御異議はございませんでしょうか。

（ 全 員 異 議 な し ）

御異議なしと認め、秘密会といたします。よって、傍聴されております皆様及び本件に係る職員以外の方は退席をお願いいたしますので、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

（ 再 開 ）

### ○大河内教育長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会5月定例会を終了いたします。ありがとうございました。